

委員提出資料

【資料74】小金井市立保育園の役割と在り方について答申(案)に対する修正意見】

①2ページ

・令和3年度に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律にて、自治体・保育施設の責務が記載されており、現状把握が出来るよう障害児の枠とは別に設け、具体的指数が必要である。医療的ケア児は、看護師配置が必要であり看護職員の人員確保や受入れ面積等の考慮から、別途対策が必要である。

②2ページ

・定員拡充は、市の待機児童解消の施策により民間保育園の許認可を増やしており趣旨が違う。

③6ページ、⑧11ページ

・正規職員と任期付職員の職務に差がないと事務局より説明があったが、実際に任期付き職員は担任をしていない。任期付職員・会計年度職員の欠員は、事実上の正規職員欠員であり、任期雇用職員の欠員が解消されても正規職員の負担が必ずしも減るわけではなく、正規職員の増枠が必要である。
・国(総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」)も、特に保育士や医療・福祉職の任期付・非正規依存を抑制し、安定雇用・人材確保を図るべき対象とし、正規化推進を明確に求めている。長期的な任期付職員への依存は、現場の安定性を損なう上、現状、任期付職員の欠員が長期化しており、長期的安定確保が急務であり、任期付職員の正規職員雇用へ向けて条例改正の検討が必要である。
・市も認めているとおり、公立保育園廃園訴訟が採用に子ども施策全体に悪影響を与えており、早期終結による採用環境改善が急務である。

④7ページ

・普通交付税は、標準的な行政サービスに必要な経費(人口や地域特性に基づく客観的な基準で算定される)から、自主財源額を差し引いた財源不足分を補填する制度である。仮に小金井市の財政力指数が0.91になり交付税措置団体になっても、市立保育園に係る経費全てを普通交付税で措置されるわけではなく、1.0との差分である0.1部分だけが措置されるにすぎない。また、不交付団体になったからといって留保財源が担保されており、交付団体である1700近い他の団体よりは財政状況が良いはずである。
・多摩26市中、地方税収10位、歳入合計22位の順位だけでは、財政状況は判断できない。実際、実質公債費比率や、将来負担比率も全国的にトップクラスの水準であり、財政調整基金も5年かけて概ね右肩上がり増加している。このような状況は財政状況が相当恵まれていると言わざるをえない。財政状況を論ずる際に、歳入額だけで評価することは適切ではなく、現在の財政状況を客観的に捉えて、市の財政状況が厳しいと評価することは不適當である。

⑤9ページ、⑦11ページ

・障害児、医療的ケア児は、医療処置等を行うため電源・スペースの確保が必要であり、災害時の避難先の確保が必要である。同様に、要支援児・家庭(生活課題、虐待等)においても社会的支援がより必要になるため同様に想定し体制を整えておく必要がある。

⑥11ページ

・どの事業の実施要項か不明のため追記

⑨12ページ

・公立園の改築等に補助金がないように記載するのは恣意的である。公立保育園の施設でも、老朽化対策、耐震化、バリアフリー化に対し国からの補助金があり、総務省の「公共施設等適正管理推進事業債」は条件を満たせば元利30～50%を償還金として返済しないで済む制度があるため追加した。

⑩13ページ

・市立保育園は園庭があり、利用希望者が多くニーズが高いと示していながら、市立保育園の定員縮小を前提とした記述は恣意的である。保育定員の適正化について、保育の質を重視することを明確にし、保育の質の向上に直接的に寄与する保育園(園庭保有園や障害児・医療的ケア児受入可能園など)は、市全体に占める定員数の割合を増やすことが必要である。今後、保育定員の適正化を具体的にどのような観点で図っていくのかを明確化した。
・特別支援枠については、公立保育園では3歳以上でなければ申請できず、その枠数内の在園児が卒園しなければ、定員枠が違い、入園できていない児童がいる。定型発達児以上に、支援が必要な家庭に支援が行えていないため、年齢枠の撤廃と定員枠の拡大が必要である。支援枠の把握については、保護者が早期に発達支援センターへ相談しやすい環境を作り(オンラインチャット等)、必要数の把握に努める。(資料73、1特別支援保育について)
・医療的ケア児については、現在、医療的ケア児コーディネーターが実数を把握している段階であり、必要定員枠数さえ把握できていない。医療的ケア児も特別支援枠児同様に、希望した年齢から入園できるように、公立保育園で医療的ケア児に対応できる看護師を確保し、必要な支援を受けられるよう自治体として実態を把握し、定員数を確保する必要があるため追加した。
・民間保育園園長会意見書にあったように、民間園では、いつ希望があり入園してくるかわからない医療的ケア児のために人員確保を行うのが困難、緊急時の備えなど課題が多く、公立園が率先して担うことを期待しているとあった。民間園でも受け入れる責務があるが、各園の財政・人材状況なども違い、安定的に支援を行うには公立園が率先して担い、連携体制を構築する必要がある。(資料73、4医療的ケア児について)
・小金井市の園庭保有率も著しく低く、都内最下位であり、子どもたちが安全に遊べる環境を整えていく必要がある。

⑪13ページ

・国の方向性に合わせて小金井市がどのような対応を行ってきたか、予算配分を行ってきたか明確にし、待機児童対策が一定程度進捗したこと、国同様に、保育の質の向上へ転換させる必要がある。財政制約がある中での、予算配分について方向性を明確化した。また、保育の質の向上に向けて、障害児・医療的ケア児、要支援家庭(生活課題や虐待、国籍等)に対して支援体制を整え、強化するためにも長期的な安定雇用・人材確保を図るべきであり、国も福祉・専門職の正規化を推進している。任期付き職員を正規職員へ移行するなど、条例改正を行い安定的な人員確保に努め、新たな役割を担う人材確保も視野にいれる必要がある。

⑫14ページ

・原案は、施策内容や簡単な方向性しかなく、その背景や根拠等が不足しているため、予算確保等に当たって、施策の優先順位等が伝わりやすいよう小金井市の保育施策の現状(待機児童ゼロ達成とそれに関する施策)と国の政策転換(量から質へ)など背景を記載し、小金井市でも質向上への転換が急務であることを示す必要がある。
・財政確保について、多摩26市の中で児童福祉費が1位であり、他市と比較し、小金井市の財政状況に鑑みて高い水準にあることを明記。
・国の保育行政の方向性にならない、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要であり、施策の必要性を再検討し、役割が減少している施策や他市と比較して予算の規模が大きい施策に係る予算の削減も視野に入れる。
・市民1人当たりの児童福祉費は多摩26市で1位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準である現状、財政に一定の制約があることを踏まえ、予算を再配分する改革の必要性を記載。予算確保が困難である場合を論じる場合でも、他市と比較して、園庭保有率や障害児受入可能率といった保育の質で劣っていること、市立保育園の割合が低いこと、児童福祉費は多摩26市で1位の水準であることを踏まえれば、保育の質を更に悪化させる市立保育園の数で調整するという結論には至らず、小金井市の財政規模から照らして、高水準と考えられる既存施策の見直しを行うという評価になる。それらの議論なしに、公立保育園の割合が他市と比較して少ない施設数を減少させるという結論を直ちに導くのは、恣意的な結論と言わざるを得ず、不適當である。※1

⑬15ページ

・※1

⑭16ページ

・具体的に議論していない。先の補助金制度を利用し建て替えた場合、複数補助を同時活用可能であり、合築型施設により、保育所・学童施設の単独新設が不要となり、建設費・土地利用・ランニングコストを大幅に抑制でき、それらの複合的な試算が必要であるにもかかわらず、人件費のみに焦点を当てており、職員数の費用のみ試算にあげるの、保育所運営のバランスを欠き恣意的であり、不適當なため削除。

⑮18ページ

・医療的ケア児の対策が遅れているため、入園を希望しても体制不足のため入園できなかった児童に対しても再調査を行い実態把握に努め、受け入れ態勢を構築し、民間園との連携体制を整える必要がある。受け入れる保育士・看護師も、安心して預かれるように、預ける保護者も安心して預けられるようにするためにも、医療的ケア児のガイドライン策定は急務である。

⑯資料⑤2保育園における対応状況

・「保育園における対応状況について」の表において、単位がなく評価できないため、単位(園数)とパーセンテージを追加
保育園における各対応に対する園数と比率

小金井市立保育園の 役割と在り方について 答 申（案）

令和7年5月 日

小金井市立保育園の在り方検討委員会

追加案 青：大前

はじめに

小金井市立保育園の在り方検討委員会は、２０２４年６月２０日に設置され、市長から市立保育園の役割と在り方について諮問を受けた。その検討結果を、ここに答申するものである。小金井市が、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。はじめに、本委員会設置の経緯と目的、諮問内容、本委員会の経過について述べる。

市立保育園の在り方をめぐっては、

２００６年 児童福祉審議会（現行体制維持を推奨）

２０１５年 保育検討協議会（民営化に関する賛否に複数見解）

という議論があった。その後、２０１７年に市が策定した行財政改革プラン２０２０において、市立保育園３園の民営化が計画された。

２０２１年３月には、長く市内の保育施設で引き継がれてきた良質かつ安全・安心な保育が継続され、子どもたちが健やかに成長できるよう「小金井市すこやか保育ビジョン」・「保育の質ガイドライン」を、２０２２年には、市立保育園２園の段階的縮小等を定めた「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を市は策定した。その後、前市長によって、小金井市立保育園条例の専決処分による改正が行われたが、市議会は同処分を承認せず、前市長は辞任した。

市議会は、新たな市長が同年１２月に上程した市立保育園条例を専決処分前に戻す改正案と、翌年３月に上程した市立保育園の在り方検討委員会設置条例を否決した。２０２４年２月には、東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」について、専決処分の取消は却下、入園不可処分取消し、判決の理由中に専決処分は違法との考えが示された判決が出された。市は控訴せず、判決が確定している。

こうした状況の中、２０２４年３月、市は改めて小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例（資料１）を上程し、市議会に議決された。本委員会の設置目的は、同条例第一条において「小金井市全体の保育の質の維持向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため」と規定されている。

２０２４年６月２０日に、本委員会が設置され、市長から諮問（資料２）を受けた。諮問内容は、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けた「小金井市立保育園に期待される役割について」、「小金井市立保育園を取り巻く課題について」、「小金井市立保育園の在り方について」である。

本委員会は、２０２４年６月２０日から２０２５年５月１５日にかけて１０回開催され、議論を重ねてきた。その間、市は、保護者・市民・保育者へのアンケート、２回にわたる市立保育園保護者・民間保育園保護者・市民によるワークショップ、児童インタビュー、保育園職員アンケートを実施し、本委員会ではそれらも踏まえて議論を進めてきた（資料３）。

本委員会は、市全体の保育の質の維持・向上に向けた市立保育園の役割と在り方について、タイトなスケジュールの中、複雑な経緯と状況、多岐にわたる論点を踏まえて議論を重ねてきた。市においては、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。

1 小金井市における保育等の現状

答申の前提になるものとして、小金井市における保育等の現状について、市からの報告および客観的データを踏まえて以下のとおり整理した。

(1) 小金井市における保育等の取組

① 待機児童対策と整備状況

市では、2014年4月時点で257人まで増加した待機児童を早期に解消するため、民間保育園整備を進めてきた。その結果、民間認可保育園は39園まで増え、2023年4月時点で「待機児童ゼロ」となった。「保育園を考える親の会」の調査でも、小金井市の入園決定率は87.1%（2024年4月現在、保育園を考える親の会『100都市保育力充実度チェック2024年版』・資料4）と高いものとなっている。現在では、市内で保育園を利用する児童の8割以上が民間保育園に通う状況となっている。

なお、小金井市は市立保育園5園を維持してきたが、民間保育園の整備が進んだことで、認可保育園に占める市立保育園の比率は周辺市と比較して低い11.4%となっている。また、国の基準を満たす園庭を保育する保育園の比率（園庭保有率）も38.6%と同調査では都内最下位となっている。加えて、障害児の受入可能園の比率は79.5%と、都内でも低いものとなっている。（資料4）（大前案①）医療的ケア児の受入れ可能園は25%（公立園100%、民間園15%）であり、医療的ケア児受け入れ推進のガイドラインは策定されていない状況である。（資料5）

② 保育の機能拡充と保育料負担軽減

小金井市では、延長保育、一時保育、アレルギー対応、こども家庭センターとの連携等、保育機能拡充の取組を進めてきた。2025年度の市内の認可保育園44園における対応状況は、延長保育と給食アレルギー対応は全園、特別支援保育は36園、エピペン対応は35園、医療的ケア児は11園、一時保育は16園となっている。（『令和7年度保育施設等入所案内』）。

（大前案②）延長保育、給食アレルギー対応や定員拡充については、民間保育園が率先して取り組み、定員拡充のために民間園の設置を急ぎ対応してきた実績がある。資料4の数字で見ても、小金井市の延長保育実施率は周辺よりも高く、より長時間の受入を行っていることがわかる（延長保育実施率、平均実施時間）。

また、3歳未満児の保育料は、同年齢・一定所得水準と比較して他市よりも安く（1歳児保育料・資料4）、3歳以上児の給食費は市の財源で無償化するなど、保護者の負担は低く抑えられてきた。

③ 保育体制の確立

小金井市では、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。算出されている児童福祉費及び民間保育園補助金の金額は、都内でも高い水準にある。しかし、資料4にあるとおり、市立保育園及び一部の民間保育園においては旧都基準での保育士を配置しているものの、それ以外の保育園では国基準での配置となっており、周辺市と比べると不十分なものとなっている。

また、保育の質の見守りのための巡回支援や指導監査、保育士の人材育成・処遇改善支援なども、小金井市として保育体制を確かなものにするための重要な課題と認識されており、取組を進めているところである。特に指導検査については、2024年に市単独で緊急の検査

を行なったが、施設の急増に対応しきれていない現状がある。

④ 地域の在宅子育て家庭への支援の現状

小金井市では、在宅子育て家庭への支援として、公民の保育園における子育て相談のほか、みんなであそぼう保育園（市立保育園3園、民間保育園15園）、園庭開放（市立保育園3園、民間保育園4園）などの取組が行なわれている。

また、こども家庭支援センターにおける親子遊びひろば事業「ゆりかご」、児童館4館における子育てひろば・乳幼児のつどい事業、学童保育所6か所における子育てひろば事業を実施している。そのうち、「ゆりかご」と児童館子育て広場事業については、国の補助を受けて、地域子育て拠点事業及び地域子育て相談機関として位置付けていく計画である。

児童館における子育てひろば事業には、市立保育園から栄養士・看護師・保育士を必要に応じて派遣してきたところである。2023年度には、児童館子育てひろば事業は各種事業を合計して1,275回開催され、延べ27,676人が利用している。（資料5）

⑤ 保育ビジョンの策定

「小金井市すこやか保育ビジョン」及び「保育の質ガイドライン」（「はじめに」参照）では、

すべての子どもの最善の利益を保障し、
現在を最もよく生き、望ましい未来を
創り出す力の基礎を培います。

地域の自然や人々とつながる中で
多様な体験や仲間づくりを通して
質の高い保育を目指します

と定めている。そして、本ビジョン及びガイドラインの理解・共有のための民間保育園も含めた市内保育園の保育士に対する合同研修を2022年から実施し、これまでに延べ132人が受講している。

本ビジョンでは、「保育の現状と課題」の中で、「待機児童の状況」、「保育の質の維持・向上」、「多様な保育ニーズへの対応」の3つを課題として挙げている。そして、「保育の質の維持・向上」では「保育士の確保」と「市内保育施設等との連携・幼保小連携」を、「多様な保育ニーズへの対応」では「特別な配慮が必要な子どもの支援」・「アレルギーのある子どもの保育」・「要保護児童・要支援家庭の支援」・「休日保育や一時預かり等」・「病児保育・病後児保育」を具体的な課題としている。

これらについては、具体的な取組を進めてきているが、それぞれ課題もあるため、次項の「（2）小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題」で詳しく述べる。

（2）小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題

① 待機児童対策および必要利用定員の見通し

待機児童の解消については2023年4月に「待機児童ゼロ」を達成したが、特に年度途中の0・1歳児クラスの利用不可数は相当数に上っており、対応が必要となっている（資料6）。

一方、少子化の著しい進行があり、今後の定員管理にも課題がある。

2024年4月1日における我が国の15歳未満人口は、過去最少の1,401万人で、1

982年以来43年連続の減少となった。小金井市における2025年4月⁴

1日現在の15歳未満人口は15,675人で、2022年の15,742人をピークとして、ここ3年は微減が続いている状況である。

4月1日現在の就学前児童数（0～5歳）は、2025年は5,716人で、2021年の6,502人をピークに、近年は減少している。2025年3月に改定した「のびゆくこどもプラン 小金井」では、2029年の就学前児童数を5,542人と推計しているところである。

市内の認可保育施設の4月1日時点の状況としては、0歳児・3～5歳児中心に「空き」が生じており、市では民間保育園の運営安定のために0歳児の欠員に対する補助を独自に行っているところである。

② 保育の量の拡大から質の向上へ

国は、2023年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定し、保育に関連しては保育の量の拡大から質の向上へと力点を移すという方向性のもと、保育士配置基準を見直した。2024年度から3歳児の「15:1」を基準化するとともに、4・5歳児の職員配置基準を「30:1」から「25:1」に改善し、また、1歳児についても、2025年度以降早期に「6:1」から「5:1」への改善を進める予定としている。

小金井市においても、これらの国の動きに対応し、公民の保育施設において新基準の保育士配置はもちろん、多様なニーズへの対応のための保育士が確保・育成できるように施策を打っていく必要がある。

またこの間、市内保育園においても、いくつかの不適切事案が発生している。園児置き去りや園児に対する不適切な言動等の不適切保育、保育士の配置報告での水増し、補助金の不正な受給、保育士の大量退職などがあった。これらは子どもの健やかな育ちが守られる権利、質が確保された保育を受ける権利を損なうものであり、防止は行政の責任である。

ほとんどの保育現場では適切な保育が行われているが、市として不適切事案を防ぎ、改善していくためには、巡回支援や指導検査等の取組が欠かせない。しかし、現状では、指導検査はほぼ都と合同での年数回の実施であり、2024年度には市単独で緊急の指導検査も行ったが、民間保育園の急激な増加に対応できていない。設立以来一度も指導検査がされていない民間保育園もある状況であり、行政として指導検査体制の拡充は必須である。

③ すべての子どもの権利保障と多様な支援ニーズへの対応

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が2023年4月に施行された。同年4月1日にはこども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国を挙げた取組が進められている。

小金井市においては、2009年3月に小金井市子どもの権利に関する条例が制定・施行され、「子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくること」を目指している。

こども基本法では、「全てのこどもについて、（中略）その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」ことが明記されており、児童発達支援センターの機能強化（2024年児童福祉法改正施行）や医療的ケア児の支援（2021年医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行）などの施策は、その実現を目指すものと言える。

児童発達支援センターは地域の障害児支援の中核的役割を担うよう求められているが、改正に伴い改訂された「児童発達支援ガイドライン」は、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進のため、保育所等への移行や併行利用も支援するように児童発達支援（センター、事業）に求めている。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児及びその家族に対する支援策を国や地方公共 団体の責務とするとともに、保育所等の運営者にも、在籍する医療的ケア児に適切な 支援を行う責務を課している。

小金井市では、２０２３年度に障害児は市立保育園５園・民間保育園２９園で合計 １１９人を受け入れている。障害児の受入れは２０２１年度の７８人から拡大されて いるが、更なる受け入れ体制の充実が求められている。医療的ケア児は、２０２５年 ４月現在、市立保育園２園・民間保育園２園で合計４人を受け入れているが、同様の 対応が求められる。

④ 地域の子育て支援の拡充

２０２２年、国は、子育て困難家庭への支援、児童虐待防止などを徹底するため、「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「市町村子ども家庭総合支援拠点」（児 童福祉）を一体化した「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務とした。「こども家庭センター」は、子育て家庭に身近な市町村が、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実現するためのマネジメントを行う機関と目されている。必要な場合にはサポートプランを作成し、認可保育園も含む関係機関と連携して支援体制を構築する。また同時に、区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、 必要な助 言を行うことができる地域子育て相談機関(保育所、認定こども園、地域子育て支援拠 点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所)を設けることも市町村の努力義務 としている。こども家庭センターに相談することに抵抗がある場合なども、気軽に立 ち寄れる窓口として想定されている。

このように「子育ての孤立」が社会問題化する中、市町村、認可保育園等関係機関 に、地域の子育て家庭（在宅子育て家庭）を支援する役割がより強く求められるよう になっている。小金井市では、前述のとおり、児童館４箇所で「子育てひろば」、親子あそびひろ ば「ゆりかご」（こども家庭センターの一角、民間に委託）を設けて、地域の在宅子育て家庭の親子の交流の場の提供、子育て相談等の在宅子育て支援を実施してきた。

また、２０２４年４月にこども家庭センターを設置して、それまで子ども家庭支援 センターが担ってきた児童福祉と母子保健を統合した。

市立保育園は、すでにこども家庭センターとの連携を開始し、要請を受けての緊急 対応なども行なっている。このような体制が定着し、国が構想するようなこども家庭 センターとさまざまな機関との連携が軌道に乗るまでには、地域の各機関がその地域 における役割や連携体制についての相互理解を深め、途切れることなく連携体制を継 続するための努力が必要となる。

在宅子育て支援については、このほか２０２４年に法制化された「こども誰でも 通園制度（乳児等通園支援事業）」が２０２６年に本格実施となる予定である。これと は別に東京都は「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を開始しており、小金井 市では幼稚園において実施されている。

こういった一時的な保育の利用は、子どもにとっては、家庭ではできない遊びの体 験、親以外の大人や子ども同士のかかわりを通して育ちを支援されること、保護者に とっては、心身のリフレッシュのみならず、専門職の助言や共感を得ることで、子ど もへの理解を助けられたり子育てを励まされたりするなどの子育て支援に繋がってい る。同時に、従来から普及している一時預かりの制度も含め、これらの一時的な保育 が、隠れた支援ニーズの発見や、深刻な事態におけるニーズに対する直接的で包括的 な支援を可能とするものとして、在宅子育て支援の重要な手立てとなっている。

小金井市では、今後これらの事業をどのように展開していくかが課題になっている。待機児童の解消により一時保育の利用が減少する一方で、市立保育園が実施する一時 保育に対して定員以上の申込がある状況も報告されている。

⑤ 市立保育園が直面する問題

上述の「保育ビジョンで挙げられている課題」のとおり、「保育士の確保」が大きな課題となっている。

（原案）令和7年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育休代替任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、正規職員に負担が掛かっている状況である。保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯の現状が多数訴えられていた。行財政改革プラン2020において、市立保育園の民営化が計画され、定員管理上14人について一般任期付職員での採用とされたが、本委員会での議論ではそのことも市立保育園の採用難や現場の負担等に影響していると指摘された。

（大前案③）行財政改革プラン2020において、市立保育園の民営化計画段階に正規職員14名を任期付職員用に変更された。任期職員と正規職員に職務の差があることから、現在の任期付き職員の欠員は実質正規職員ともいえる状況であり、任期付職員が充足したとしても正規職員への負担は軽減されるであろうが解消はされない。令和7年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育児休業を取得した職員の代替である任期付き職員の採用はほとんどできておらず、正規職員に相当な期間、負担が掛かっており危機的状況である。また、保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯であるとの現状が多数訴えられていた。このような負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

国（総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」等）は、特に保育士や医療職、福祉職は専門職については正規化推進を明確に求めており、任期付・非正規依存を抑制し、長期的な安定雇用・人材確保を図るべき対象とされている。長期的な任期付き職員依存は、地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども（医療的ケア児や障害児）・要支援家庭の支援を担うにはに重大な支障を生じさせることになるため、任期付職員を正規職員へ移行できるよう条例改正などを検討も必要である。地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・要支援家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

また、公立保育園廃園訴訟が子ども施策全体に悪影響を与え、採用に影響が出ており、保育士採用環境の改善は急務で、現場の士気低下が起きる恐れがある。

園舎の老朽化も深刻な状況である。市立保育園5園のうち、3園は築年数が50年を超え、本委員会の視察においても建物の傷み具合がひどく、改修等が十分に行われていないとの指摘があった。また、ICTの活用についても、ネットワークが不十分で、端末の台数が極めて少ない状況にあり、DXが進んでいるとは言えない。国は保育現場においてもDXを推進し、補助等を行っており、市立保育園においても活用が望まれている。

また、こども家庭センターを中心とした施設連携の強化も課題である。市立保育園、民間保育園、子育てひろば（児童館）、児童発達支援センター「きらり」、保健センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、そして、小学校、学童保育所等との連携を有機的に進めていく仕組みづくりが必要である。

最後に、これら課題解決のための更なる財源確保の問題がある。

（原案）小金井市の令和5年度決算では、市民1人当たりで、地方税収は多摩26市中10位であるが、歳入合計では22位であり、比較的税収はあるが、財政状況は厳しいと言わざるを得ない。その中でも児童福祉費は市民1人当たりで多摩26市1位の水準となっており、保育施策に現在以上の財源を確保するのは困難な状況にあると考えられる。「三位一体改革」で公立保育園の運営費・施設整備費が基礎自治体の負担となったことも、市立保育園に関する財源確保を難しくしている。ただし、児童福祉費や保育施策経費の使途や費用対効果については、精査する必要がある。なお、委員からは「財政が危機的状況であるとの判断

には疑問がある」との意見もあり、総合的に検討することが求められる。

（大前案④）小金井市では児童福祉費は市民1人当たりで多摩26市1位の水準を確保しており、保育施策に現在以上の財源を確保するのは相当に困難な状況にある。小金井市は、総務省により標準的な行政需要を歳入により賄えとされ、普通交付税が交付されない不交付団体である。財政力指数1.0を超える不交付団体の市町村は、1718団体中72団体しか存在しておらず、不交付団体の時点で、財政力指数の観点では、全市町村の上位4.2%に入っている状況となる。また、令和5年度決算では、市民1人当たりで、地方税収は多摩26市中10位、歳入合計では22位であるが、他方、実質公債比率は1%台かつ将来負担比率に至ってはゼロであり、財政調整基金はこの5年にかけて概ね右肩上がりで増加している。このような財政状況に鑑みれば、小金井市の財政状況は恵まれている状況と評価されるが、一方で、小金井市では、1（1）③で述べたとおり、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図ってきたこと等から、児童福祉費や保育施策経費の使途や費用対効果については、精査する必要がある。国や都の補助制度を活用して更なる財源確保に努めるとともに、児童福祉費の効果的な活用が求められている。

⑥ 地域の公民連携の不足

保育及び地域における子育て支援の拡充のためには、地域ごとに市立保育園と民間保育園が現場レベルで連携し、お互いの実践に学び合い、質を高めていく取組が不可欠である。現在、小金井市では、民間保育園園長会での交流、合同研修、保育の質のガイドライン研修のほか、2022年6月から民間園も含めた市内各園の看護師による「ほけ ん根っとワーク」が、翌年6月から栄養士による「おいしい給食研究会」を実施しているが、各園職員の現場レベルでの交流は十分ではない。研修においても、公民ともに職員繁忙のため、参加しにくい状況にある。こうした点を改善して地域ごとに公民連携を充実させる仕組みづくりが必要である。

2 市立保育園に求められる4つの役割

（1）公立保育園の特性

市立保育園の役割を考えるにあたって、本委員会では、公立保育園の特性を整理した。公立保育園には次の5つの特性があると考えられる。

- ① 経験を積んだ人材を保有していること。人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。
- ② 市の組織力を活かし、地域の緊急事態にも対応できること。
- ③ 市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的連携が可能であること。
- ④ 機能を恒常的に維持できること。
- ⑤ さまざまな子ども施策に関して、子どもの権利を保障する行政の責任を直接的に担い、実現することができること。

（2）公民の関係についての議論の整理

公立保育園と民間保育園の関係については、次のように整理した。

・認可保育園（保育所）は児童福祉施設であるため、民間事業者であっても児童福祉の理念に基づいた事業を実施する責務があることはおさえておかなければならない。（児童福祉に反する事業内容となっている場合には、市が指導する責任がある。）
・基本的に障害児保育は、公民の認可保育園に行うべき責任がある。ただし、職員体制や設備の関係で制約がある場合もある。公立は民間で受け入れられないケースを率先して受け入れ、またその専門性・経験の蓄積を活かして、民間保育園がより広く障害児を受け入れられるように援助する役割が求められると考える。
・一時保育を要する要保護児童についてはすべての発見者は速やかに通報する義務がある。懸念があるが確かではない場合や一時保護には至らない場合（要支援 家庭・児童）には、公民の保育施設とともに関係機関と連携しながら予防的支援を行うことが求められる。また、一時保護を解除されるなどとして家族再統合となり見守りが必要なため、公民の保育施設に児童相談所から要請がある場合もある。仮に、民間で対応が難しいケースがあった場合には、公立が率先して受け入れ、子どもの最善の利益を考慮した対応を行うことが求められる。
・公立は、直営施設という機関としての特色を持ち、職員の経験年数が長く、均質な保育を持続的に提供できるという特性があると言える。一方、民間施設はそれぞれに創意工夫をもって運営されており、そのあり方は多様である。こうした状況を踏まえた上で、保育の質の維持・向上が求められるが、「保育の質」は多面的であり、一元的な基準で論じることは難しいことに留意する必要がある。

（３）市立保育園に求められる４つの役割

公立保育園の特性と公民の関係についての整理を踏まえて、西東京市等における議論も参考にしながら、小金井市における市立保育園の役割は次の４つであると整理した。① 地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割（学ぶ・つなげる）② 難度の高い保育を率先して担う役割（取り組む）③ 公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割（手を伸ばす）④ 緊急時に地域の子どもと保育を守る役割（そなえる）

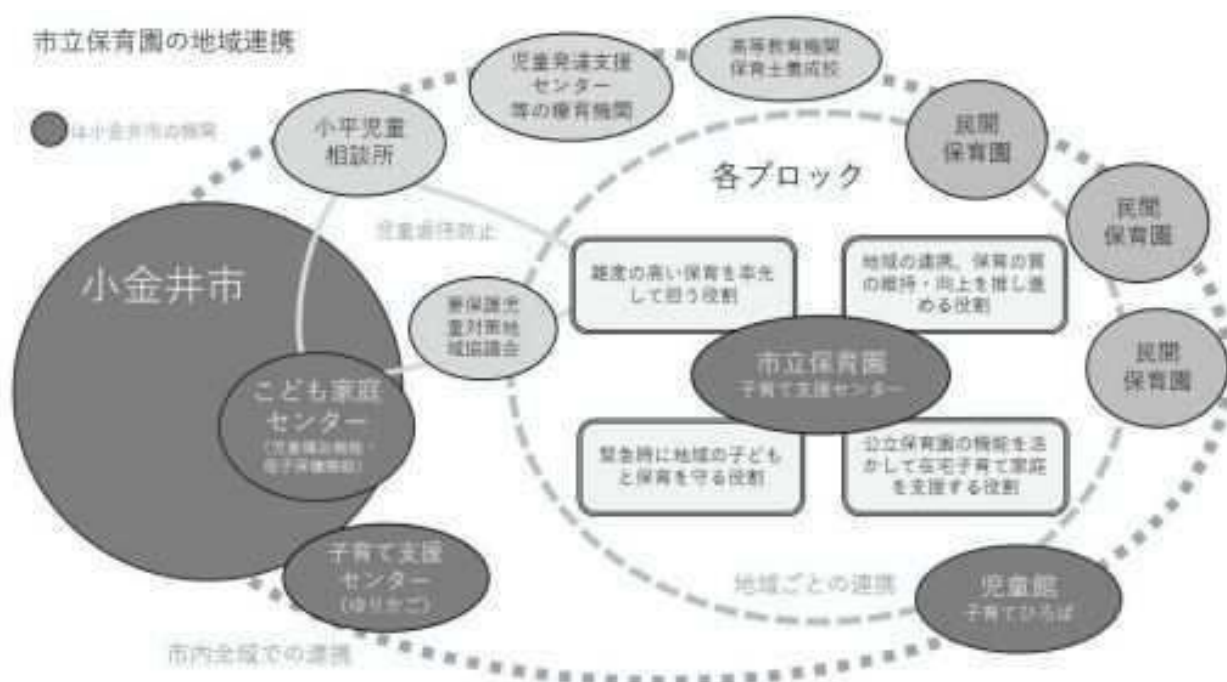
【市立保育園の役割の位置付け】

小金井市は、どの子も、そしてどの親も一人にせず、安心して子育てができる環境の構築を目指している。近年増加する、多様なニーズを持つ子ども、家庭を含めた、インクルーシブな社会を実現するためには、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関連分野が有機的に連携することが重要となる。その中核にはこども家庭センターが位置することになるが、保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割を持つ。各市立保育園は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

【市立保育の役割】

	役割	公立として期待される機能
	地域の連携、保育の質の維持・向上を押し進める役割 【学ぶ・つなげる】	●地域の保育の質の維持・向上 ・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市における保育のひとつの実践モデルとして存在する。 ・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場をつくったり、蓄えられた専門性・経験値を活かした支援を行う。 ・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。 ・小金井市が巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。
	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	●要配慮児、要支援家庭・児童の支援 ・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題をかかえる、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。 ・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。 ・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により、小金井市の支援体制を強化する。
	公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	●在宅子育て家庭の支援 ・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知を活かして行う。 ●子育て支援センターとしての機能 ・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育やこども誰でも通園制度などの実施を通して支援ニーズを発見する。 ・必要に応じて保育の実施による支援を行ったり、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く状況に応じた支援を行う。
	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	●地域の保育施設でのトラブル対応 ・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受け皿になる。 ●災害時等の対応 ・小金井市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、（大前案⑤）障害児・医療的ケア児、保育施設の支援を行う（例 避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援 物資提供の拠点になるなど。）

【図】市立保育園の地域連携



保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割を持つ。市立保育園は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

この観点から、市立保育園の役割を、上表のとおり4つに整理した。

第一の役割は「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」（学ぶ・つなげる）である。市立保育園は保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに基づく一つの実践モデルとして存在しなければならない。また、地域ブロックごとに民間保育園との連携・交流を図り、学び合いの場をつくること、その蓄えられた専門性・経験知を活かした支援を行うことが求められる。また、安全な砂場を有するなどの専用園庭のメリットを地域の民間保育園とも共有するなどの活動も推奨される。さらに、こういった活動を通して、市（保育課）が行う巡回支援*や指導検査に携わることのできる人材を育成することも求められる。

*ここで言う巡回支援とは、基礎自治体の職員が認可・認可外の保育施設を訪問して助言や指導を行うもので、障害児保育の支援として行われる専門人材派遣による巡回相談とは異なる。

第二の役割は「難度の高い保育を率先して担う役割」（取り組む）である。1の「小金井市における保育等の現状」で解説したとおり、障害児・医療的ケア児の支援、児童虐待予防を視野に入れた「切れ目のない」支援など、子育て世帯に身近な基礎自治体に多くの役割が期待されるようになっている。その実現のため、行政機関である市立保育園が、こども家庭センター等と連携し、さまざまな支援ニーズをもつ児童・家庭への支援を率先して担うことが強く求められている。同時に、支援事例を民間保育園とも共有するなど、公民が連携して地域の支援力を強化することが期待される。

第三の役割は「公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割」（手を伸ばす）である。在宅子育て支援については、児童館などの先行事業があるが、市立保育園は保

育の現場を担う専門性、看護師や栄養士などの人材を活かした支援が可能である。すでに、市立保育園では国の「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の内容の一部を実施し、こども家庭センターとの連携も図っているが、国の制度により地域担当保育士を配置することにより機能を充実させること、あるいは、国が区域ごと*に整備を求める地域子育て相談機関として機能することも期待される。いずれも児童館等の先行事業はあるが、市立保育園は、遊び場・交流の場の提供にとどまらず、保育の専門性をもつ機関として、また保育による直接支援を行える機関としても、役割を担うことが求められる。

*区域ごと： 2024年に通知された（大前案⑥）「地域子育て支援拠点事業実施要綱」においては、徒歩15分以内、中学校区に1か所を目安に、段階的に地域子育て相談機関を整備するよう求めている。

第四の役割は「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」（そなえる）である。市立保育園が、行政が設ける子どものセーフティネットとして機能する。たとえば、地域の保育施設でのトラブル等で保育が不可能となった場合の子どもの受け皿となる役割などである。災害時において、市立保育園は福祉避難所として指定されているが、市の機関として横断的に連携しながら、特に子育て家庭や（大前案⑦）配慮を要する障害・医療的ケア児、要支援児・家庭（生活課題、虐待等）、民間保育施設の後方支援を行うことが期待される。

3 市立保育園の役割を実現するための課題

市立保育園の4つの役割を踏まえ、また市立保育園が直面する現状に向き合ったとき、必要な体制の確保を行う上で、次のような課題があると考えられる。

（1）市立保育園における保育士の人員不足

（原案）2025年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育休代替任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、正規職員に負担が掛かっている状況である。特に育児休業を取得した職員の代替である任期付職員は採用がほとんどできていないなど危機的状況である。このため、保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯であるとの現状が多数訴えられていた。このような負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

（大前案⑧）行財政改革プラン2020において、市立保育園の民営化計画段階に正規職員14名枠を任期付職員用枠に変更された。任期職員と正規職員に職務の差があることから、現在の任期付職員の欠員は実質正規職員ともいえる状況であり、任期付職員が充足したとしても正規職員への負担は軽減されるであろうが解消はされない。令和7年4月1日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育児休業を取得した職員の代替である任期付職員の採用はほとんどできておらず、正規職員に相当な期間、負担が掛かっており危機的状況である。また、保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯であるとの現状が多数訴えられていた。このような負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

国（総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」等）は、特に保育士や医療職、福祉職は専門職については正規化推進を明確に求めており、任期付・非正規依存を抑制し、長期的な安定雇用・人材確保を図るべき対象とされている。長期的な任期付職員依存は、地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども（特に医療的ケア児や障害児）・家庭の支援などの役割を担うにはに重大な支障を生じさせることになるため、任期付職員を正規職員へ移行できるよう条例改正などを検討も必要である。地域子育て支援体制の

強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

また、公立保育園廃園訴訟が子ども施策全体に悪影響を与え、採用に影響が出ていることから、訴訟の早期終結・和解を図り、保育士採用環境の改善は急務で、現場の士気向上を進めることも重要である。

（２）市立保育園の園舎の老朽化

子どもの安全確保、保育や子育て支援の効率的な実施のために建物の老朽化対策は急務である。保育園職員アンケートでも、施設の古さが原因で怪我が起こる、お湯が出ない、エアコンが壊れるなど、命にかかわるような憂慮すべき状況が報告されている。

医療的ケア児の受け入れのためには、医療器具を安全に利用できなければならない。また、地域の拠点、福祉避難所としてバリアフリー化も必要である。

（３）市立保育園の適正な配置

上記２点との関連で、諮問は市立保育園の適正な配置について問うているが、市立保育園の配置については、４つの役割を実現するためには必要な配置と、定員管理の面から適正と考えられる配置の両面から検討する必要がある。

4 市立保育園の在り方 ～課題への対応策

（１）諮問された「５つの課題」への対応策

【諮問事項１】 園舎老朽化への対応

早急な対策が不可欠である。

（原案）例えば、こども誰でも通園制度実施園には国の改修補助がある。また、市内の学童保育所については大規模化が問題となっているが、学童保育所として整備する場合にも都の補助がある。こうした補助を積極的に活用すると共に、子ども・若者施策に関する複合施設化、児童発達支援センター等との合築なども視野に入れるべきである。（資料７）

（大前案⑨）子ども誰でも通園制度や、老朽化した保育所に対して、「保育所等施設整備交付金（厚生労働省）」では、市町村直営の保育所に対しても、原則：対象経費の2分の1以内（50%以内）補助があり、耐震化・老朽化対策等の必要性が高い施設（優先度高）については、補助率が最大3分の2以内（66.7%以内）まで引き上げられるケースもある【補助率（2024年度基準）】。

ほかにも、障害児の受け入れ施設に対し、「社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省）」があり、公共施設の耐震化等の防災・安全対策に活用可能な交付金として、「防災・安全交付金（国土交通省）」があり、公共施設の集約化・複合化等に活用可能な地方債「公共施設等適正管理推進事業債（総務省）」がある。東京都では、大規模化が問題となっている学童保育所の整備にも補助金がある。

これらの補助金制度を積極的に活用すると共に、子ども・若者施策に関する複合施設化、児童発達支援センター等との合築なども視野に入れ、建て替え、大幅修繕をし、課題とされ

た園舎の老朽化と、バリアフリー化の問題の解決を期待したい。（資料11 追加）

【諮問事項2】保育定員の適正化

（大前案⑩）小金井市では、待機児童の早期解消を目指し、民間保育園の整備を進め、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。2023年4月時点で「待機児童ゼロ」を達成した。これにより、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大は一定の成果をあげたと考えられる。

国においても、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図り、保育の受皿整備が進んだことを受け、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。

現在、児童数の減少及び保育体制を踏まえて、市立保育園では3園で募集数の調整を、一部の民間保育園でも利用定員の調整を行っている。今後も、児童数が減少する見通しであり、公民ともに定員調整が必要になる。

公立保育園の保育定員の適正化に当たっては、本市の保育の質の状況（園庭保有園や障害児・医療的ケア児受入可能園等の状況）に鑑みて、評価していくことが求められる。

園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている。また特別支援枠では、公立保育園では3～5歳クラスにおいて枠が設けられているが、その枠の在園児が卒園しなければ新たな募集がなく、申請希望者がいても枠がなければ入園できない状況である。医療的ケア児においては、医療的ケア児コーディネーターにて実態調査を行っている最中であり、実態数を把握し必要定員枠を確保することが自治体としての責務である。特別支援枠・医療的ケア児については、定員枠を検討する際、年齢制限についても見直しが必要である。それらについて、民間園園長会からも、公立保育園に対しセーフティネットの役割が期待されている。

市立保育園においては、定員を縮小することにより、保育士の欠員を解消すると共に、新たな役割を担うための保育人材を確保することも考えられる。ただし、園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている状況もあり、地域のニーズにも配慮する必要がある。また、年度途中の待機児童の発生について、市立保育園で対応していくことも視野に入れておきたい。（資料6）

【諮問事項3】保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保

（大前案⑪ 追加）小金井市では、待機児童の早期解消を目指し、民間保育園の整備を進め、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。市民1人当たりの児童福祉費は多摩26市で1位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準であり、民間認可保育園は増加し、2023年4月時点で「待機児童ゼロ」を達成した。これにより、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大は一定の成果をあげたと考えられる。

国においても、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図り、保育の受皿整備が進んだことを受け、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。

このような状況を踏まえ、本市の保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保の検討に当たっては、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。財政に一定の制約がある中で、保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。

保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、現在生じている保育士等の欠員の解消が欠かせない。その上で、新たな役割を担う人員の配置も必要である。本答申により、市立保育園の今後への見通しが確立することにより、小金井市における保育士採用が改善され

ることを期待したい。なお、欠員の多くは育休代替任期付職員・会計年度任用職員で生じており、欠員を補うために必要な正規職員を確保する必要があると考えられる。なお、総合的見直し（民営化等）を行うことを前提に14人の正規職員を退職に合わせ一般任期付職員の採用に切り替えたという経緯があったことについて、改めて是非を検討する必要があると考えられる。

）国（総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」等）は、特に保育士や医療職、福祉職の専門職については正規化推進を明確に求めており、任期付・非正規依存を抑制し、長期的な安定雇用・人材確保を図るべき対象とされている。長期的な任期付職員依存は、地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども（特に医療的ケア児や障害児）・要支援家庭の支援などの役割を担うには重大な支障を生じさせることになるため、任期付職員を正規職員へ移行できるよう条例改正などを検討も必要である。地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

人員配置の予算を確保するためには、子育て支援センター併設による地域担当保育士の補助、国のこども誰でも通園制度又は都の多様な他者との関わりの機会の創出事業、医療的ケア児保育支援事業、等を実施することによる補助など国や都の各種補助金の積極的な活用も視野に入れ、るべきである。

【諮問事項4】 公立保育園の公費負担

【諮問事項5】 自治体経営の観点（市立保育園5園維持の困難）

市全体の保育の質を維持・向上させていくために、市立保育園には本答申に示した役割を果たすことが求められており、その実現に向けた予算を確保し、それぞれの機能に必要な人員・人材を配置し、老朽化施設を改善することが不可欠である。

（大前案⑫）小金井市では、待機児童の早期解消を目指し民間保育園の整備を進め、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。市民1人当たりの児童福祉費は多摩26市で1位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準であり、民間認可保育園は増加し、2023年4月時点で「待機児童ゼロ」を達成した。これにより、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大は一定の成果をあげたと考えられる。

国においても、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図り、保育の受皿整備が進んだことを受け、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。このような状況を踏まえ、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。

公費の配分等については、子どもの利益を第一に適正化されるよう検討していただきたい。たとえば、小金井市の保育料は比較的低めであり、その適正化も考えられる。保育料は、東京都が第一子も無償化を実施する方針を示しているが、それが実施された場合には、現在、市独自で保育料を軽減している財源も、これらの取組に充てるべきである。また、民間保育施設への補助について、保育士配置など保育の質により連動させることなども検討されたい。これらを前提としつつ、財政問題が克服できず、子どもの安全確保・保育の質確保に懸念がある場合には、本市は財政力指数がほぼ1.0と（交付団体と比較して相対的に財政力が高いと評価されるが）標準的な行政需要に係る一般財源を賄える程度の自治体であり、不交付団体の中では財政的な余裕は大きくないこと、他方で、児童福祉費が多摩26市で1位であり高い状況であることを踏まえれば、予算の確保に当たっては、他市と比較し、小金井市の

財政状況に鑑みて高い水準にあると評価され得る児童福祉費の内容を精査し、施策の必要性を検討する必要があると考えられる。その際、役割が減少している施策や他市と比較して予算の規模が大きい施策に係る予算の削減も視野に入れる。

（２）市立保育園の役割の速やかな実現のために＜在り方＞

① 『機能（役割）』について

● 上述「２ 市立保育園に求められる４つの役割」の記載のとおり。子どもの権利を保障する市の実働機関としての市立保育園の役割を記した。

② 『配置』について

前項（１）に示したことを踏まえ、市は財政問題等の課題に対応すべきであるが、子どもの安全確保・保育の質確保のために必要と考えられる場合には、市立保育園の配置（園数）や定員について検討することも必要との議論に至った。検討の観点について、次のように整理した。

● 保育ニーズ充足の見通し

上述【諮問事項２】に記載のとおり。

● 地域の子育て支援体制の強化

市立保育園はすでに、一時保育を実施しつつ、こども家庭センターとの連携による緊急対応を受け入れており、地域の在宅子育て家庭の孤立防止、隠れた支援ニーズの発見と早期対応を行える行政直営の支援機関として適正に配置されることが望まれる。このとき、子育て支援拠点・相談機関等が連携しつつ、それぞれが主たる担当地域をもち、子育て家庭に身近な支援者として存在することが求められる。

● 適正な規模の地域ブロックのあり方

市全体の保育の質の維持・向上のためには、何より行政・市立保育園・民間保育園の信頼関係が不可欠である。民間保育園の自律性・多様性を尊重しつつ強みを活かし、関係機関とも連携していく公民連携の仕組み（ネットワーク）づくりを進めなければならない。このとき、市立保育園は、障害児・医療的ケア児支援などを民間と協力しながら率先して担っていく役割が期待されている。

これらのことから、市内を適正な地域ブロックに分け、それぞれに市立保育園を拠点として配置することにより、保育および子育て支援の提供を丁寧に行っていくことが望まれる。

● 市立保育園の配置数と定員（地域ブロックの分け方）

（原案）市立保育園の配置については、現行の５園体制であれば市民にとって地理的にも身近であり、園にとっては子ども・家庭に目が行き届きやすいという利点がある。一方で、人員確保や老朽化対策のために園数や定員の調整を検討する必要がある場合には、次のような条件を満たせるよう検討すべきである。（資料８、資料９、資料１０参照）

（大前案③）市立保育園の配置については、現行の５園体制であれば市民にとって地理的にも身近であり、園にとっては子ども・家庭に目が行き届きやすいという利点があるが、５ブロックより少ない地域ブロックを検討するに当たっては、次のような条件を満たせるよう検討を行った。

- (1) 市内を適正な地域ブロックに分け、各ブロックに市立保育園が1園ずつ配置されるようにすること。
- (2) ブロックは、できるだけ人口や所在する保育施設の数が偏らないように設定すること。
- (3) 市内のどこからでも子連れで歩いて15分程度以内に相談できる拠点が存在するようにすること。

● 配置についての検討内容

委員会では、地域を5～2ブロックに分けた場合について検討した。¹³

- (1) 市立保育園1園当たりの児童数や民間施設数が少ないほうが、連携や支援がしやすいと考えられる。以下に、都下26市における「少ないほうからの順位」を挙げた。また、()内には、資料4で示した公立設置率、園庭保有率、障害児受入可能園率を、そのブロック分けでの公立園数で換算し直した数字を示している。

なお、これらの周辺22市での平均は、公立設置率12.4%、園庭保有率78.5%、障害児受入可能園率96.7%である。(周辺市との比較・資料9、資料4) <5ブロックに分けた場合>

児童数の少なさでは10位、民間保育施設数の少なさでは14位である。(公立設置率11.4%、園庭保有率38.6%、障害児受入可能園率79.5%) <4ブロックに分けた場合>

児童数の少なさでは15位、民間保育施設数の少なさでは16位である。(公立設置率9.3%、園庭保有率37.2%、障害児受入可能園率79.1%) <3ブロックに分けた場合>

児童数の少なさでは16位、民間保育施設数の少なさでは16位である。(公立設置率7.1%、園庭保有率35.7%、障害児受入可能園率78.6%) <2ブロックに分けた場合>

児童数の少なさでは17位、民間保育施設数の少なさでは20位である。(公立設置率4.9%、園庭保有率34.1%、障害児受入可能園率78.0%)

- (2) 地図に市立保育園から徒歩15分の円を描いた場合(市内各地域との関係・資料8)

<5園の場合>

北中央部分と南中央部分に若干の含まれない地域があるものの、おおむね市内全域が円の中に含まれている。

<4園の場合>

含まれない地域は5園の場合と大きくは変わらない。

<3園の場合>

含まれない地域は南中央から東にかけての地域で含まれない地域が大きくなる。 <2園の場合>

上記に加え南側の地域で含まれない地域が大きくなる。

- (3) 人員配置及び費用について、どのようになるかを試算に基づいて検討した。(資料10)

① 現行どおりの人員配置の場合

② 新たな役割に対応する人員を増員した場合

③ ②の増員を行いつつ、定員減を行った場合

(大前案⑭) 資料⑩削除

● このような検討を経て、委員会では、ブロック分け、つまり、公立保育園の配置 について、大きく次のような意見が出された。

< 5園の維持 >

- ・ 市立園の削減は、園庭保有率や障害児受入可能園数を低下させ、保育の質を向上させることと逆行する。
- ・ 現在の5園は、適度な地理的バランスの上で配置されている。
- ・ 民間園との連携がよりしやすくなる、緊急時に地域の子どもと保育を守る役割をより担うことができる、利用者から多くの入園希望のニーズがある、市民が相談をするうえで、園数が多いほどアクセスしやすくなる、などのメリットがある。
- ・ 5園維持が望ましいと考えるが、定員減や複合化による予算確保を目指す等、 経済合理性からの議論もされてしかるべき。

< 4園の維持 >

- ・ 4園でも、地域的なバランスはよい。
- ・ 5園維持を望むが、人員確保・老朽化対策を確実に行うためにどうしても必要なのであれば、4園もやむを得ない。

< 3園の維持 >

- ・ 3園でも、多くの地域は徒歩15分圏内であり、民間保育園との連携も可能。
- ・ 園舎老朽化等の厳しい制約条件の中で、公立保育園の役割の早急な実現が可能。

< 5園維持は困難 >

- ・ 市の財政や保育士の体制の観点から、5園維持は難しい。
- ・ 人材確保が重要。その意味からも、市立保育園の保育士の負担軽減がされる ことは園数よりも優先されるべき。

< 複合化等の検討が必要 >

- ・ 学童保育所、児童発達支援センター等の児童福祉施設のニーズも増えているので、複合化などを市立保育園の配置と合わせて考える必要がある。
- ・ 将来的に 1 園は学童保育や子育て支援施設との複合施設にする。

< 園数から離れて >

- ・ 公民のネットワークづくりは特に重要。それをやりやすくするブロック分け、配置が望ましい。
- ・ 段階的縮小対象園以外の市立保育園は特に市民のニーズ（定員充足率）が高いことに留意する必要がある。
- ・ 市立保育園において、特別支援（障害児支援）、緊急一時保育・こども誰でも通園制度、公民連携づくりの拠点などの役割の拡充をすることが望まれる。こども家庭センターなどとの連携も現状では不十分。（民間保育園園長会）

なお、2園では、ブロック内で受け持つ民間園の数が非常に多くなり、園との距離も遠くなることから、公立園の役割を果たすことは難しいと考えられる。

< こまやかな検討の必要性 >

データに基づき、各市立保育園の定員充足度や待機状況、各地域に存在する子育て支援拠

点・相談機関との関係なども見る必要がある。

③『体制』について

- 上述3(2)「市立保育園における保育士の人員不足」の記載のとおり。

(3) このほか、今回検討した小金井市の保育の現状から求められること。

- 少なくとも2～3年で市内全保育園に対して指導検査を実施できるように、都との合同での指導検査に加えて、体制を整備して、市単独で指導検査を行うこと。
- 障害児保育の実施を助けるために、市が専門人材を派遣する巡回相談制度を民間園にも行き渡るように拡充すること。
- 地域の教育機関との連携を、公民の保育園の意見を聞きながら、市が構築する。
- 市立保育園が保育の専門機関として地域子育て支援拠点事業もしくは地域子育て相談機関の機能を担うにあたり、児童館等との連携や役割分担を検討する必要がある。児童館（一部学童保育併設）には学齢期の子ども支援の充実（たとえば学童保育の利用児童増加への対応や、今後の学校・学童保育の連携を図る役割、小学校 高学年・中学生の居場所としての役割など）が期待される。
- DXを積極的に活用して、民間保育園との連携を進めることで小金井市全体の保育の質の更なる向上に役立て、かつ市立保育園における事務負担軽減を図ること。そのための市立各園の設備や環境を整えること。
- 裁判の判決を受けて入園したさくら保育園在園児童については、速やかに適切な対応を行うこと。

（大前案⑤）●医療的ケア児の支援ニーズ（入園できず、家庭保育になった家庭も含め）の把握・実態調査を行い、早急に医療的ケア児のガイドラインを策定し、受け入れ体制を構築すること。

最後に

少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充を謳い、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ、小金井市においても、地域の子どもおよび子育て家庭の現状やその願いに向き合い、丁寧な子ども施策が行われることが求められる。ここまで市立保育園に関するさまざまな議論があったが、時代は新たなステージに入っている。本答申に提示した内容をふまえ、先延ばしにすることなく、行政や事業者、市民がともに、子どもの最善の利益を第一において協力し合い、課題の解決へと前進していただきたい。

【答申資料】

- 資料1 小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例
- 資料2 小金井市立保育園の役割と在り方について（諮問）
- 資料3 小金井市立保育園の在り方検討委員会の経過
- 資料4 民間団体調査における小金井市の保育のデータ
（「100 都市保育力充実度チェック 2024 年版」抜粋）
- 資料5 小金井市における子育て支援拠点事業等の状況
- 資料6 令和6年度 年度途中入園の申し込み等状況
- 資料7 保育所併設施設の事例

令和7年度 公立保育園建て替えに利用できる補助金制度

1. 保育所等整備交付金(厚生労働省)

概要: 保育所の創設や増改築、大規模修繕等に対する国の交付金制度。

詳細: 補助率: 国が事業費の1/2程度を補助(自治体の財政状況により変動)

対象事業: 耐震化、老朽改築、バリアフリー整備等

申請主体: 市区町村

優先採択条件: 老朽化対策、耐震化対策、待機児童解消に資する事業が優先

主要要件:

- 保育所等整備計画を策定していること
- 整備後も安定的な運営が見込まれること
- 国が定める基準を満たす施設・設備であること

出典: 厚生労働省「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/000357555.pdf>

2. 社会福祉施設等施設整備費補助金(厚生労働省)

概要: 社会福祉施設等の耐震化やバリアフリー化などの整備に対する補助金。(主に保育関係では障害児、医療的ケア児受入れ対象施設)

詳細: 補助率: 国が事業費の1/2～3/4程度

対象事業: 耐震化、バリアフリー化を含む大規模修繕・改築

申請主体: 社会福祉法人、市区町村等

優先採択条件: 防災・減災、国土強靱化に関連する整備が優先採択

主要要件:

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置づけられること
- 耐震診断等により耐震化の必要性が明確であること

出典: 厚生労働省 社会・援護局「社会福祉施設等施設整備費補助金について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html

3. 公共施設等適正管理推進事業債(総務省)

概要: 公共施設の集約化・複合化等に活用可能な地方債。

詳細: 充当率: 90%

交付税措置: 元利償還金の30～50%

対象事業: 公共施設の集約化・複合化、長寿命化等

申請主体: 地方公共団体

主要要件:

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画が策定されていること
- 施設の集約化・複合化、転用等による効率化が図られること

出典: 総務省「公共施設等適正管理推進事業債について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001005920.pdf

4. 防災・安全交付金(国土交通省)

概要: 公共施設の耐震化等の防災・安全対策に活用可能な交付金。

詳細: 補助率: 事業により1/3～1/2

対象事業: 公共施設の耐震化等の防災・安全対策

申請主体: 地方公共団体

優先採択条件: 防災・減災対策としての緊急性が高い事業

主要要件:

- 社会資本総合整備計画を策定していること
- 地域の防災計画との整合性があること
- 整備による防災・減災効果が明確であること

出典: 国土交通省「社会資本整備総合交付金・防災・安全交付金」

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html